

現 行	改 正 案
<p>3 . 証券会社の監督事務</p> <p>3 - 4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項</p> <p>(新設)</p> <p>3 - 4 - 1 取引一任勘定取引の適用除外の範囲</p> <p>証券会社の行為規制等に関する内閣府令第1条第1項第2号及び同項第3号における特定同意は、次に掲げる同意を含む。</p> <p>~ (略)</p> <p>3 - 4 - 2 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第5号について</p>	<p>3 . 証券会社の監督事務</p> <p>3 - 4 証券会社の行為規制等に関する内閣府令に係る留意事項</p> <p>3 - 4 - 1 関係外国証券業者等との取引一任勘定取引契約について</p> <p>証券会社の行為規制等に関する内閣府令第1条第1項第2号の規定に基づく契約の締結にあたっては、以下の点に留意して行うものとする。</p> <p>(1) <u>当該契約に係る取引を執行する部門と他の委託取引を受託・執行する部門が、明確に分離されており、法定帳簿の作成及び経理処理においても、当該契約に係る取引であることが判別可能な方法により処理される必要があること。</u></p> <p>(2) <u>当該契約に係る外国親会社等の自己の計算による取引とその他の取引が、当該証券会社の顧客勘定上、明確に区分されている必要があること。</u></p> <p>3 - 4 - 2 取引一任勘定取引の適用除外の範囲</p> <p>証券会社の行為規制等に関する内閣府令第1条第1項第3号及び同項第4号における特定同意は、次に掲げる同意を含む。</p> <p>~ (略)</p> <p>3 - 4 - 3 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第10条第5号について</p>

現 行	改 正 案
<p>(略)</p> <p><u>3 - 4 - 3</u> 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 7 号について</p> <p>(略)</p> <p><u>3 - 4 - 4</u> 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 8 号について</p> <p>証券会社が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 8 号の規定に該当するものとする。</p> <p>投資信託又は投資法人(<u>3 - 4 - 4</u>において「投資信託等」という。)の形態及び状況(名称、性格等)</p> <p>~ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>3 - 4 - 4</u> 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 7 号について</p> <p>(略)</p> <p><u>3 - 4 - 5</u> 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 8 号について</p> <p>証券会社が、乗換えに関する次に掲げる事項について説明を行っていない場合において、説明の実績について社内記録の作成及び保存並びにモニタリングを行う等の社内管理体制を構築していないと認められるときは、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 8 号の規定に該当するものとする。</p> <p>投資信託又は投資法人(<u>3 - 4 - 5</u>において「投資信託等」という。)の形態 - 及び状況(名称、性格等)</p> <p>~ (略)</p> <p>(略)</p>